

## 地区まちづくり計画と地区計画について

|         | 地区まちづくり計画  | 地区計画  |
|---------|--|---|
| 制度の位置付け | 武蔵村山市まちづくり条例第7条の規定に基づく市独自の制度。  | 都市計画法第12条の5の規定に基づく法定制度。   |
| 制度の概要   | 特定の地区の土地利用、公共施設の整備、環境の保全その他の地区の特性を生かしたまちづくりの方針、基準等を定めた計画。<br>(市民等からの提案や市民等との協働により行政が定める。)                      | 建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画<br>(原則として行政が定める。)  |
| 定められること | 土地の利用や建築物等のルール(ハード面)のほか、まちづくり活動のルール(ソフト面)など、幅広い内容を定めることができる。<br>(モノレールの延伸を踏まえたまちづくりなど、未決定事項を盛り込んだ内容とすることができる。) | 地区計画の目標や方針、地区施設(道路、公園など)の配置及び規模、建築物等に関する事項(用途の制限、容積率の最高限度、最低敷地面積、壁面の位置の制限、形態又は色彩等の制限、垣・柵の構造等)などを定めることができる。<br>(モノレールの延伸を踏まえたまちづくりなど、未決定事項を盛り込んだ内容とするはできない。) |
| 審議機関    | まちづくり審議会   | 都市計画審議会   |
| 決定権者    | 市  | 市(東京都への協議が必要)   |
| 建築等の届出  | 必要   | 必要  |
| 強制力     | 条例により届出は義務付けられているが、罰則はない。届出の内容が計画に適合していない場合には、適合したものとなるよう指導を行う。  | 法令により届出が義務付けられており、罰則もある。届出の内容が計画に適合していない場合には、設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。  |